

甲6

拒絶理由通知書

特許出願の番号	特願2009-240990
起案日	平成25年 5月31日
特許庁審査官	福島 浩司 9018 2D00
特許出願人	杉村 和高 様
適用条文	第29条第1項、第29条第2項

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。

理 由

A. この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記 of 刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明であるから、特許法第29条第1項第3号に該当し、特許を受けることができない。

B. この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記 of 刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)

請求項1に対して

(理由B.)

- ・引用文献1
- ・備考：

引用文献1 (2ページ左欄8-29行, 2ページ右欄25-36行, 第1図-第3図等参照) には、水の流れの中に、硬質な資材からなる構造物 (河床心堤3) を、流れの方向に沿って設置、固定する土砂の流下を促進させる (河床を均等に洗掘する) 方法が記載されている。

本願請求項1に係る発明と引用文献1記載の発明とを対比すると、次の相違点があり、その余の点で一致する。

(相違点1)

本願請求項1に係る発明の構造物が、杭や柱による列柱状のものであるのに対し、引用文献1記載の発明の構造物は、杭や柱による列柱状のものではない点。

しかしながら、一般に、水制工において、構造物を流れに沿って設置するのに、構造物を杭や柱による列柱状のものとすることは、引用文献2（第8図、第10図等参照）および引用文献3（【図6】等参照）に記載されているように周知慣用であるから、本願請求項1に係る発明は、引用文献1記載の発明に周知慣用技術を適用することにより、当業者が容易に発明をすることができたものである。

(理由A.)

- ・引用文献2
- ・備考：

引用文献2（1ページ左下欄9～11行、2ページ右下欄11行～3ページ4行、第8図、第10図等参照）には、水の流れの中に、硬質な資材からなる杭や柱による列柱状の構造物（案内杭1）を、流れの方向に沿って設置、固定することが記載されている。

本願請求項1に係る発明と引用文献2記載の発明とは、構成が異ならない以上、条件によっては、両者ともに、土砂を促進させると認められる。

引用文献等一覧

- 1.特公昭33-003088号公報
- 2.特開昭57-205626号公報
- 3.特開平11-256548号公報

先行技術文献調査結果の記録

- ・調査した分野IPC E02B1/00-3/02, 3/16-3/28
E02B7/20
E02B8/02
- ・先行技術文献特開2001-248132号公報
特開2007-107229号公報

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではない。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ、または面接のご希望がございましたら下記までご連絡下さい。

整理番号 01

発送番号 365457 3/E
発送日 平成25年 6月11日

特許審査第1部 自然資源（都市・地域基盤） 福島
TEL. 03（3581）1101 内線 3238
FAX. 03（3581）0339